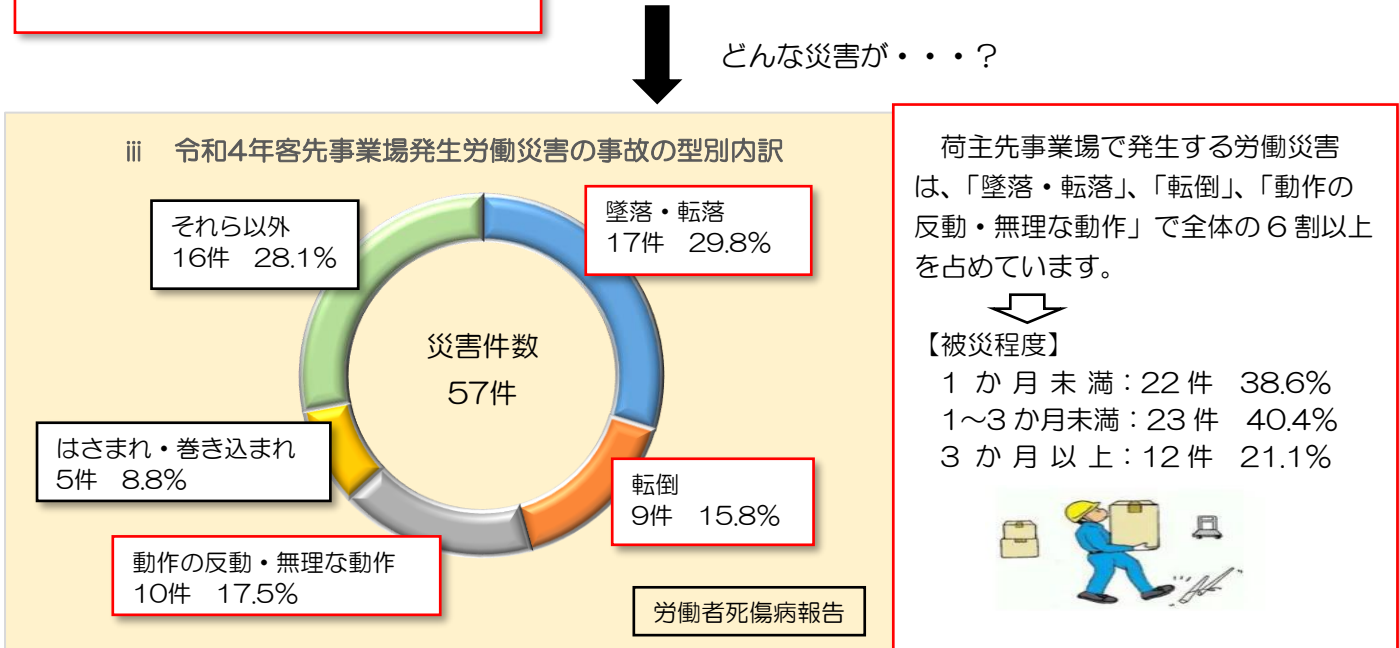
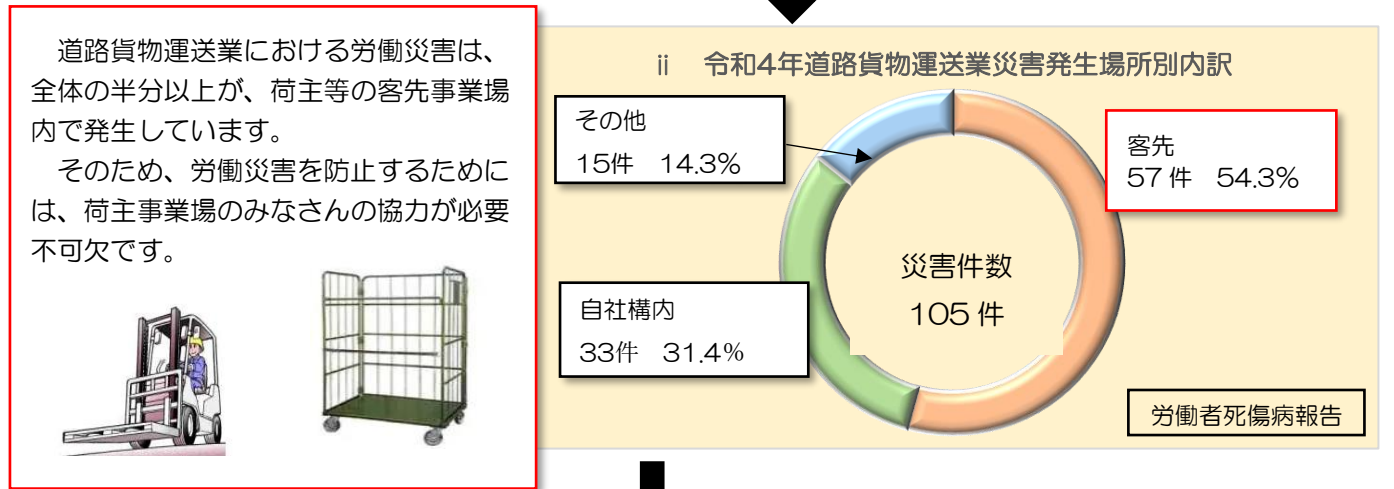
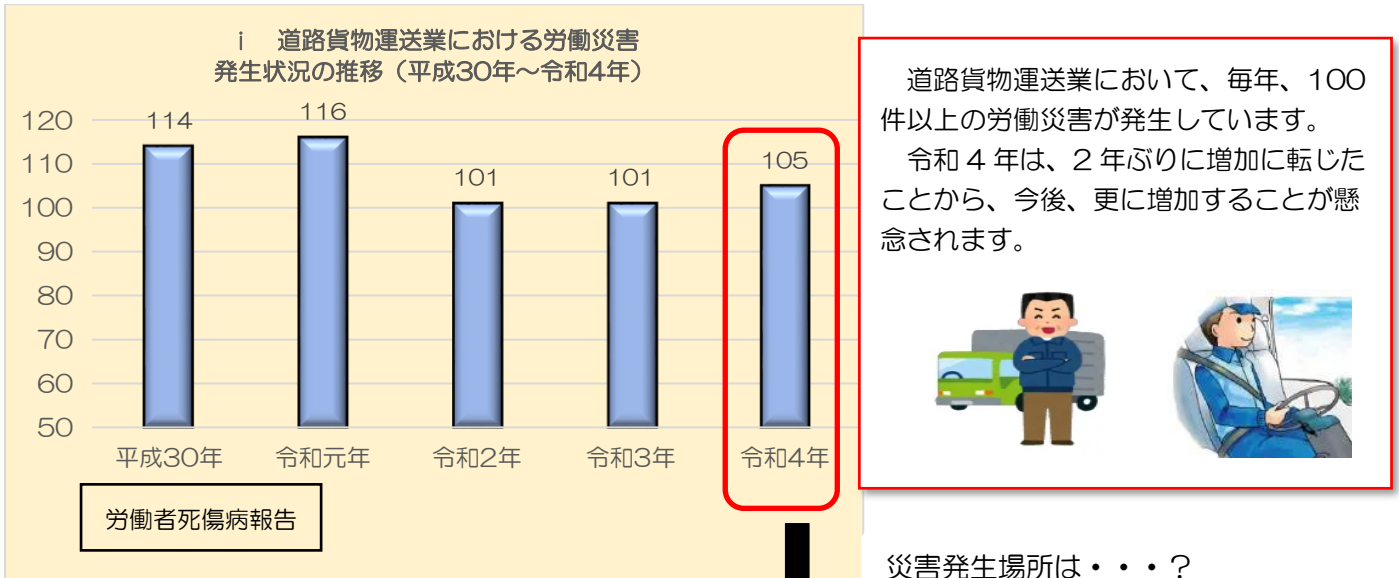


道路貨物運送業における労働災害を防止しましょう！！ IN 北勢
＜ 荷主のみなさんの協力が必要不可欠です！！ ＞

道路貨物運送業における労働災害の多くは、**荷主等客先事業場内**で発生しています。

そのため、**道路貨物運送業における労働災害を防止するためには、荷主にみなさんの協力が必要不可欠**です。



陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドラインの概要

～陸運事業者の実施事項～

- 1 安全管理者、安全衛生推進者等から**荷役災害防止の担当者を指名**し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組ませること。
- 2 荷役作業にかかる**リスクアセスメントを実施し、必要な措置を講じること。**
- 3 運送の都度、**陸運事業者の労働者が荷役作業を行う必要があるか事前に確認**すること。
- 4 荷役作業を行う場所の**作業環境や作業内容に配慮した保護具を着用させる**こと。
- 5 陸運事業者の労働者が、荷主等から**不安全な荷役作業を求められた場合にはその旨を報告させ、荷主等に対し改善を求め**ること。
- 6 荷台の上での作業については、可能な限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォームなどを利用し、**あおり上での作業を避ける**こと。
- 7 タンクローリーへの給油作業等、タンク上部に上る作業については、可能な限り、**施設側に安全带取付設備を設置するよう依頼**すること。
- 8 荷役作業を行う労働者に対して、**労働災害防止のための知識を付与**するとともに、**危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むよう安全衛生教育を継続的かつ計画的に実施**すること。

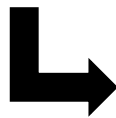


連携・協力

～荷主等の実施事項～

- 1 安全管理者、安全衛生推進者等から**荷役災害防止の担当者を指名**し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止措置に連携して取り組ませること。
- 2 陸運事業者が行うリスクアセスメントにかかる**措置の実施について協力**すること。
- 3 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある**荷役作業について、陸運事業者に事前に通知**すること。
- 4 荷役作業を行わせる場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械（フォークリフト等）や荷役用具を使用するための**必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、整理整頓**、できる限り雨風を避けられる場所の確保、安全な通路を確保等に努め、**安全に荷役作業が行える状況**を保持すること。
- 5 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が**混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を確実に**行うこと。
- 6 可能な限り**プラットフォームや墜落防止柵、荷台への昇降設備等**を準備すること。
- 7 高所作業が発生する場合には、可能な限り**安全带取付設備**を設置すること。
- 8 **荷姿、荷の重量**については、**作業者の負担が軽減されるよう配慮**すること。

☆ 上記の取り組みについて、陸運事業者と荷主等が連携し、かつ、円滑に進められるように、**陸運事業者と荷主等における「安全衛生協議組織」**を設置しましょう。



荷台からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策について、連携して協議するほか、**合同で荷役作業場所の巡視やリスクアセスメントを実施**しましょう。

荷役作業安全ガイドライン

検索

